

Q6.各種変更届に関すること

Q1. 転居をしたのでどうすればよいですか？

A1. 「住所等変更届」及び「住民票の写し(前住所と現住所が掲載されたもの、発行日より 3 ヶ月以内のもの、世帯全員と記載のあるもの)」を特例貸付事務センターまで送付してください。

【送付先】滋賀県社会福祉協議会 特例貸付事務センター

【住所】滋賀県草津市笠山 7-8-138 長寿社会福祉センター内
特例貸付事務センター宛

Q2. 改姓したらどのような手続きが必要ですか？

A2. 「住所等変更届」及び「住民票の写し(新しい姓が掲載されたもの、発行日より 3 ヶ月以内のもの、世帯全員と記載のあるもの)」を特例貸付事務センターまで送付してください。